

本会議から付託された議案 10 件、請願 1 件を審査するため、平成 29 年 3 月 10 日に文教福祉委員会を開催しました。

議案第 8 号

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

～内容～

虐待等の通告及び家庭相談件数の増加により、家庭児童相談室の体制を強化する必要があり、家庭児童相談員の勤務日数を 12 日から 15 日に変更することに伴い報酬額を増やす必要があるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 9 号

総社市山手福祉センター条例の一部改正について

～内容～

介護保険法の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴い、総社市山手福祉センターで行ってきた高齢者デイサービス事業等を廃止するため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：この改正により、施設の収入はどのくらい減るか。

答：今後は、緩和型のデイサービスが実施されることもあり、減収はあまりないと見込んでいる。

議案第 10 号

総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例の一部改正について

～内容～

介護保険法の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴い、総社市デイサービスセンター清梁園で行ってきた高齢者デイサービス事業を廃止するため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：今後は、どんな形であれデイサービスは実施されないのか。

答：今後は、清梁園でデイサービスは実施されないが、地域交流の場として活用していく予定である。

問：今までの利用者への対応はどうか。

答：職員が個々に丁寧な説明を行い、今後のサービスへつなげるよう対応している。

議案第11号 総社市介護保険条例の一部改正について

～内容～

介護保険法施行令の改正により、介護認定審査会委員の任期を、2年を超え3年以下の期間で定めることができるようになったことから、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第14号 平成28年度総社市一般会計補正予算（第9号）

～内容～

本委員会の所管に属する部分は、事業費の確定及び確定見込みによる補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：各種大会派遣経費助成金の増額について内容はどうか。

答：総社西中学校が合唱コンクール全国大会、総社東中学校と総社西中学校がNHK合唱コンクール中国大会、総社東中学校、総社中学校が全日本吹奏楽コンクール中国大会、総社東中学校、総社西中学校のハンドボール部、陸上部、バドミントン部が全国大会へ出場と、非常に活発に活動した結果である。

議案第 15 号

平成 28 年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

～内容～

財政安定化支援事業繰入金等の額の確定に伴う補正が主なもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 16 号

平成 28 年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

～内容～

保険基盤安定繰入金等の額の確定に伴う補正が主なもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 23 号

平成 29 年度 総社市国民健康保険特別会計予算

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：インターネットを活用した、歩くことでの健康インセンティブ制度等、新たな健康マイポイント制の導入に向けた予算計上はされているのか。

答：当初予算には計上していない。平成 29 年度中に検討する。

問：全国都市連合に参加することを表明されたが、この連合に参加することで、本市にメリットはあるのか。

答：全国都市連合への参加自治体は、健康づくりに意欲のある自治体であり、各自治体における取組の事例を吸収することで、新たな制度を構築する際のメリットと考えている。

議案第 24 号

平成 29 年度 総社市後期高齢者医療特別会計予算

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第25号 平成29年度総社市介護保険特別会計予算

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：成年後見制度利用助成金の増額理由は何か。
答：低所得者に対する審判申立費用を増額している。
問：生活支援体制整備事業の増額理由は何か。
答：平成28年度から社会福祉協議会に委託し事業を実施しているが、今後、事業量が増えることから人件費等を含め予算を増額している。
問：生活支援サポーターと生活支援コーディネーターの関係はどうか。
答：生活支援コーディネーターが仕組みを構築し、生活支援サポーターが自立して活動できるまでのサポート役を担っていく。
問：生活支援サポーターは、他地区の人を望む意見もあるがどうか。
答：生活支援サポーターのうち市内全域での活動が可能な方は約3割、自分の生活圏域での活動を希望している方が約3割、残りの方は、近所での活動を希望している。利用者と生活支援サポーターのマッチングは、生活支援コーディネーターを中心に行っていく。

請願第1号 「給付型奨学金制度改善に関する」請願書

～請願内容～

給付型奨学金制度の成績要件等を緩和し、生活保護や住民税非課税世帯、ひとり親世帯のみならず一定の所得のある世帯も対象にした制度を早急に改善し、誰もが受けられる制度へ向け、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるとともに、自治体独自の給付型奨学金を直ちに創設するよう、県に対し意見書の提出を求めるもの。

～結果～

「対象者の要件は必要である。誰もが受けられる制度という請願項目には賛同できない。」
「給付型奨学金制度は財源がなければできない。財源の確保が必要である。貸与型奨学金の無利子奨学金については成績基準が撤廃される。有利子奨学金についても利率の見直しがされ利率は低くなっている。また、返還猶予制度もある。直ちに、お金のある人もない人も全て奨学金を給付するというのは、時期尚早である。」「返済に困っている人がいることは承知しているが、国が政策として、教育とか子育て等の将来への投資に予算編成を行うことが先決である。また、誰もが受けられる制度となると財源が必要であり、まずは、財源確保に向けた税制改正等が必要ではないか。」との意見があり、全員一致で**不採択**すべきであると決定。